

序章 研究の目的と方法

第1節 目的

公共職業訓練の指導員を志す私にとって、職業訓練の動向は大きな関心事のひとつである。

昭和33年、旧職業訓練法によって制度化された我が国の職業訓練も、十余年たった現在、70年代の日本経済の新たなる高度成長を保障する、積極的な労働力政策の、重要な部分と言われる一方、養成訓練の深刻な行き詰まりが叫ばれるなど、内外のとりまく状況は、十年前のそれとは、大きな違いを示している。おりしも、昭和44年職業訓練法が改訂され、昭和46年度を初年度とする新しい職業訓練五ヶ年計画も作成された。今まさに、職業訓練は、十余年の才月を経て、大きな岐路に立たされていると言える。

私は職業訓練大学の一学生として、又、職業訓練に関係する一人として、この四年間、職業訓練の進むべき道を真剣に考えなければならぬと思ってきた。それ故、卒業研究という貴重な機会に、職業訓練の問題を原点に立ち戻って考え直してみたいと考えたのである。

その様な気持で歴史をひもといた時、日本で最初の公共技能者養成機関として制度化された徒弟学校に注目せざるを得なかった。

徒弟学校は明治27年、当時の明治政府が押し進めていた殖産興業政策の路線にそって、近代工業の技能者養成と、土着の伝統工業の近代化という二重の目的を持って制度化された。しかし、日清戦争・日露戦争・第一次世界大戦と三つの大きな戦争を経過し、日本の工業の中心は軽工業から重化学工業に急速に変化した。その中で、近代工業の技能者養成の必要性が増し、伝統工業の近代化の課題は軽ろんじられていった。それに伴ない、徒弟学校の中には廃校になるものと、工業学校へ上昇していくものが現われた。そして大正9年改正実業学校令によって徒弟学校規程は廃止され、徒弟学校は近代工業の職工養成を主眼とする工業学校へ吸収されていった。

この廃止された徒弟学校と、工業学校へ上昇した徒弟学校の性格の違いを調べ、徒弟学校制度が廃止になった原因を知ることは、同じ公共技能者養成機関である公共職業訓練の将来を考える上での一助になると考え、徒弟学校の研究に着手した。

第2節 先行研究について

徒弟学校の研究に関して、貴重な示唆を与えてくれたものとしては、以下の研究が上げられる。

実業教育五十年史：文部省実業学務局編

産業教育七十年史：文部省編

産業教育八十年史：文部省編

産業訓練百年史：産業訓練白書編集委員会編

明治期学制改革の研究：内田 礼著

井上毅の教育政策：海後宗臣編

技術教育史論：石原孝一著

日本職業訓練発展史：隅谷三喜男編著

昭和33年職業訓練法の成立過程：山見豊著

徒弟教育の研究：佐藤守・佐田玄治・羽田新・板垣幹男共著

まず実業教育五十年史は、明治初年より大正末年に至るまでの実業教育の歴史を、学制以前・学制時代・教育令時代・学校令時代・実業学校令時代・大正時代の六期に分け、その制度及び行政を中心に明らかにしたものである。特に私にとっては、徒弟学校を含む実業学校制度の歴史を通史的に知る上で、重要な資料であった。

産業教育七十年史、産業教育八十年史は、実業教育五十年史に続くものとして編纂されたものである。しかし私が関心の中心としている徒弟学校については、実業教育五十年史を越えたものとはいいがたいように思われた。

産業訓練百年史は、日本の技能者養成百年の歴史をまとめ上げた労作である。しかし、徒弟学校に関するかぎり、実業教育五十年史及び以下に述べる先行研究の限界を越えたものとは思えなかった。

内田氏の研究は、「明治20年代の学制改革思想とそれにもとづく改革が、わが国近代学校制度の性格を決定する上で、重要な意義を持った。⁽¹⁾」という認識のもとに、井上毅文相期を中心に教育制度改革を論述したものである。特に実業補習学校、徒弟学校などの初等実業教育の制度化については、その過程を詳細に分析している。

海後氏らの研究は、徒弟学校制度確立において功績の大きかった井上毅の教育政策を、彼が残した多くの文献を分析し、彼の教育思想と共に彼の実業教育政策実践の過程を明らかにしたものであり、内田氏の研究と共に貴重な示唆を与えてくれた。しかし、内田氏の研究も、海後氏らの研究も共にいわゆる政策史研究であり、制度成立までの過程はくわしく分析している。しかし、その制度の実態にまで立ち入って研究しているものではなく、私の関心を満足させてくれるものではなかった。

石原氏の研究は、文教政策の変遷にも留意しながら、生産現場の教育訓練に焦点をあてて行なわれたもので、技術を単なる科学的原理の応用や、目的達成のための方法・手段の体系としてとらえるのではなく、生産工程における、労働手段と労働力との統合の仕方としてとらえ、その上に立って、技術教育を、一定の生産体系の下における人間形成の問題であるという見方を取っている。そして、学校における技術教育は、単なる職業準備教育であり、技術教育の問題の核心は、当然、生産現場における教育訓練にあると断じている。⁽²⁾ そのため、研究の中心が、生産現場の教育訓練に置かれ、公共機関における技術技能教育のあり方を考える私の視点からは、遠ざかる傾向の研究といわざるを得なかった。

次に、隅谷氏の研究であるが、氏は石原氏の研究を「技術教育と技能教育の区別が不明確であった所に問題がある」⁽³⁾として、これを区別し、特に技能教育に研究の主眼を置いている。そして、後に紹介する佐藤氏らの研究を、「職人的組織における徒弟養成を中心に取り上げ、近代工業の発展過程での技能養成の問題を、視野の外に留めている。」⁽⁴⁾と批判し、徒弟学校を研究の

1つの対象として取り上げている。しかし、徒弟学校に関しては、佐藤氏らの研究を越えたものとは言えない様に思われた。

山見氏の研究は、私と類似した問題意識から研究を出発させ、明治からはじまった技能者養成の試みが、どの様な変遷を経て、昭和33年の職業訓練法に結実したかを明らかにしようとしたものであり、貴重な研究である。しかし氏の研究対象が、昭和33年の職業訓練法の制定までという長期のものであるのに対して、私の研究対象は、その中の一部分である徒弟学校だけに焦点をあてている。

かかる視点に立った場合、次の佐藤氏らの研究は、私にとって最も貴重な先行研究となった。

佐藤氏らの研究は、徒弟学校の成立、並びにその崩壊過程を、具体的な徒弟学校の事例について克明に分析したものである。これは、徒弟学校の研究として、極めて質的に高度な論文であると共に、徒弟学校を直接対象とした唯一の研究といえる。しかし、氏らの研究は、徒弟学校制度の全般を明らかにしたものと言うよりは、隅谷氏も指摘しておられるように、近代工業の職工養成と、土着の伝統工業の近代化という二重の目的を持っていた徒弟学校の内、特に後者に分析の中心が置かれたものであった。又、徒弟学校の過半数を占めていた、女子を対象とする徒弟学校を、工業教育とは直接係るものでないとして、事例研究の対象から除外している。⁽⁵⁾これは、氏らの研究の出発点が、今なお現存する漆器徒弟の青年従業者に対し、光をあてようと意図し、徒弟制度の近代化という目的とのかかわり合いの中で、徒弟学校の役割を歴史的に明らかにしようとしたことの当然の帰結であった。⁽⁶⁾

第3節 方法

佐藤氏らの研究は、徒弟学校の先行研究としては、極めて質的に高度な研究であった。しかし、氏らの研究は、徒弟学校制度のいはば挫折に関する事例研究とも言うべきものであり、徒弟学校制度の全般と、その変遷過程を知り、今後の公共職業訓練制度のあり方を考えたいと思う私の関心を十分に満足させてくれるものとは言いがたかった。そこで徒弟学校全体の具体的変遷を明らかにしようと思ひ、以下の様な研究方法を取った。

まず最初の作業は、明治27年から大正10年までの間に設置された全ての徒弟学校を、リストアップする作業である。この作業は、明治32年から大正10年までの文部省告示の全てにあたるという方法を取った。文部省告示の調査には、国立国会図書館議会法令資料室の法令全書と、官報を使用した。又、明治27年から明治32年までの徒弟学校については、文部省年報を使用した。

法令全書の調査作業においては、同時に、徒弟学校の移転・設置主体の変更・工業学校への改組・廃止等、告示で示されている変化を全て記録した。また、根拠法規が明確でない学校の内、徒弟学校である可能性のあるものも記録し、後に文部省年報等を使用してその根拠法規を明らかにした。この作業には、教育研究振興会紀要教育関係法令目録明治編と、作業途中で発行された、同大正編を参考させていただいた。

次に、リストアップした全ての徒弟学校の具体的変遷を調査した。この作業は、文部省年報を使用して、ひとつひとつの徒弟学校について、開校期間中各年別に、設置学科とその年限・男女別・卒業生数を記録した。こうして性格の明らかになった徒弟学校を分類し、その内容を検討することにした。

文部省年報は、職業訓練大学校図書館と国立教育研究所所属のものを使用した。

- (1) 内田 礼著「明治期学制改革の研究」
昭和43年3月1日発行 1頁～8頁
- (2) 石原孝一著「日本技術教育史論」
1962年6月30日発行 序章
- (3) 隅谷三喜男編著「日本職業訓練発展史」<上>
昭和45年2月5日発行
- (4) 同 上 5頁
- (5) 佐藤守・佐田玄治・羽田新・板垣幹男共著「徒弟教育の研究」
1962年12月1日発行 51頁
- (6) 同 上 1頁～2頁